

令和7年度佐久市デジタルミュージアム構築等業務 仕様書

1 業務概要

佐久市では、美術館等観覧施設（以下「文化施設」という。）及び収蔵する美術品・歴史資料等の認知・関心を高めるための課題とともに来館者が減少している問題がある。本業務では、撮影機材等を用いて、文化施設の収蔵品や市町村誌等を電子データ化する手法を担当職員に指導し、収蔵品等をデータベース化し、権利上支障のないものに関しては、デジタルミュージアム関連サービスを活用してインターネット上で画像・3Dデータを公開し、文化施設及び美術品、歴史資料等の収蔵品等の認知・関心を高め、来館を促すことで市の魅力の発信を目指す。

2 業務目的

「佐久市デジタルミュージアム」の構築等により、市の文化施設及び貴重な収蔵品の周知を十分に行い、認知・関心を高め、市の魅力発信を目指すため、収蔵品等をデータベース化し、デジタルミュージアム関連サービスを活用して、権利上支障のないものに関しては、インターネット上で画像・3Dデータを公開することを目的とする。

3 担当部課

社会教育部文化振興課

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

デジタル庁が公開しているデジタル地方創生モデル仕様書（デジタルミュージアム）に準拠すること。

(1) 「佐久市デジタルミュージアム」の構築

ア システムの概要

- ・「佐久市デジタルミュージアム」（以下「システム」という。）を構築し、市で保有、または生成する収蔵品等のデータをデータベース化し、デジタルアーカイブに収納し、権利上支障のないものについては公開する。
- ・市で保有するデータの内容は、古文書、典籍、仏像、甲冑、美術品、絵画、民具、遺跡、天然記念物、天体写真など多岐にわたる。これらを統合的に扱えるものであること。
- ・可能な限りランニングコストを抑え、持続可能なシステムにすること。
- ・システムは、担当職員が管理しやすく、利用者が検索しやすい機能やデザインを有すること。
- ・実際の美術館・博物館において、QRコードを読み取り解説ページへ誘導することで、手元で作品の詳細や解説を見ることができる機能に対応できること。

イ システム全般

- ・インターネット回線を通して利用するクラウド型システムであること。
- ・クラウド環境の選定にあたっては「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に則ることが望ましい。
- ・システムに登録するデータ（メタデータ、コンテンツデータ）の登録先はクラウド上のハードディスクとし、ディスク容量はシステム利用期間中十分な容量を確

保すること。

- ・コンテンツデータは、画像、動画、3D、音声、文書（PDF、Microsoft Office）、VR空間の登録ならびに公開が可能であること。
- ・Unicodeに対応していること。
- ・データのバックアップを定期的に行うこと。システムの不具合等によりデータを戻す必要がある場合は市からの指示によりバックアップからデータを戻すこと。
- ・メタデータ及びコンテンツデータの登録等を行う管理機能並びに登録したデータをインターネットに公開する公開機能を有していること。
- ・システム全般を通して、誰もが分かりやすいシステムマニュアルを作成すること。

ウ 操作性

- ・業務機能及びアーカイブデータの公開サイトは、視覚的に分かりやすく、GUIの適用等により使いやすいシステムであること。
- ・マウスを使用した操作のほか、ショートカットキーを使用した操作も可能なこと。
- ・データ入力画面は、必須入力項目がわかるように表示すること。
- ・誤操作の際には、分かりやすいメッセージ等により操作者に知らせること。

エ 操作研修

- ・システムの稼働開始前に担当職員に対し、必要なシステム操作研修を行うこと。
- ・業務期間中において、担当職員が3Dデータ等を作成のための機器の操作などの研修を必要な期間確保するとともに、担当職員が習熟できる機会を十分確保すること。
- ・研修の時間や場所、内容については別途協議して定めるものとする。

オ その他、本業務に含まれる実施作業等

本業務に含まれる実施作業について主なものは、以下のとおりである。ただし、項目にないものでも作業として必要なものは、本業務の対象となることに留意すること。

- ・システムの基盤環境構築及びセットアップ作業
- ・システムへのセキュリティの担保（不正プログラム対策、不正通信の遮断、DDoS攻撃対策、不正監視・脅威検知、脆弱性検知、追跡対策）
- ・アクセス集中対策（負荷分散、または負荷にある程度耐えられるスペックのサーバの選定）
- ・セットアップ完了後に実施するシステムの稼働試験
- ・本業務の実施に必要な打ち合わせへの参加、及び担当職員等からの問い合わせへの対応。

(2) 既存データ移行（約4100点データ）

ア 既存データ移行については、受注者の責任においてシステムの稼働前までに完了すること。メタデータ、コンテンツデータ、及びメタデータとコンテンツデータの紐づけ情報を全てシステムに移行すること。

なお、蓄積されているメタデータ及びコンテンツデータ（画像、動画、音声、PDF等）については、令和7年9月上旬に市から貸与される予定である。貸与の方法については確実性、安全性、移行スケジュールを考慮し、市と協議の上決定する。

イ 高精細デジタルアーカイブ撮影、3D等撮影及び画像データ作成作業（担当職員で実施）で撮影した平面及び立体撮影の資料については、別途提供する。その場合、サムネイル画像や公開ホームページ用画像が必要な場合、受注者の責任において画像を作成しシステムに掲載すること。

(3) 公開ホームページの構築

ア デジタルミュージアム

- ・公開ホームページの階層は基本的に下記（ア）～（ウ）の3階層とする。
- ・第一階層、第二階層については、子どもから大人まで親しみやすく、アイコンや

ボタン等を用いて視覚的に分かりやすいデザインとし、佐久市の美術館・博物館等文化施設や収蔵品に対する興味をかきたてられるテーマを設定すること。

(ア) 第一階層

- ・トップページ

(イ) 第二階層

- ・各種メニュー（例：詳細検索／子どものページ／佐久市志／カテゴリー別検索／施設別検索等）

(ウ) 第三階層

- ・（イ）の詳細ページ（例：データベース／目録）
- ・公開ホームページへのアクセスを促すデザインとインターフェースを有すること。
- ・コンテンツ（テキスト、画像、動画など）の追加、変更、削除を可能とすること。
- ・公開するコンテンツについては、ウェブアクセシビリティの規格である「JIS X8341-3:2016」の適合レベル AA に準拠すること。
- ・各種 OS 及び各種ブラウザに対応し、閲覧時にレイアウトやデザインの崩れなどがないこと。

【対応 OS】 Windows/MacOS/iPadOS/iOS/Android

【対応ブラウザ】 /Microsoft Edge/Google chrome/Safari

- ・パソコン、タブレット、スマートフォンなど、マルチデバイスでの利用を考慮した上で構築すること。
- ・SNS との連携を可能とすること。

(エ) 市の指定する収蔵品等については、スケッチファブ等の投稿サイトへ投稿ができること。

イ 運用・管理

- ・公開コンテンツのアクセス件数を取得できるようにすること。
- ・構築に必要なサーバ等のハードウェア、ソフトウェア、ドメインについては、最適な内容で受注者が準備及び負担すること。
- ・サイトの運用は、定期メンテナンスや緊急の保守対応等を除き 24 時間 365 日を前提とすること。
- ・ウェブサイト全般について、SSL/TLS での通信の暗号化に対応できるようにするとともに、コンピュータウイルス・不正アクセス・サイト改ざんなどに対して、万全のセキュリティ対策を講じること。
- ・システム障害やシステム設計変更等の連絡窓口を一本化するとともに、障害発生時は速やかに市の職員へメール及び電話にて通知し、対応を行うこと。
- ・サイト利用者の満足度等を測るためのアンケート機能を有し、その集計ができるようにすること。

(4) 市で作成した高精細デジタル撮影データ及び、3D撮影画像データのインターネットへの公開データの作成

(5) 市誌等の一部 OCR 化

- ・下記 3 種の書物の目次等をテキストデータ化し、キーワード検索を可能とすること。
ア 『佐久市志』 『臼田町誌』 『望月町誌』 『浅科村誌』（全 22 冊、全 16,600 ページ）

イ 『佐久の先人』（全 2 冊、全 472 ページ）

ウ 『田野口藩陣屋日記』（全 4 冊、全 730 ページ）

- ・ジャパンサーチなどとの連携を図り広く活用できるようにすること。

(6) 立体物の収蔵品の三次元データ化に係るハードウェア・ソフトウェア提案及び指導

- ・システムに掲載する立体物の文化財・収蔵品等を、担当職員が撮影し、フォトグラメトリー（写真計測法）を用いて被写体表面の色彩情報も含まれた三次元データを生成することが可能となるハードウェア及びソフトウェアを選定し、提案すること。

- ・そのハードウェア及びソフトウェアを使用し、担当職員向けに指導を行い、担当者が今後も撮影を続けることができるようになる指導内容及び計画を提案するとともに、誰もが分かりやすいマニュアルを作成すること。
 - ・指導者には国宝・重要文化財や、公共文化施設の収蔵品等の撮影経験のある者を配置すること。
 - ・成果物の三次元データは、インターネットを介して公開できるものとする。
- (7) システム利活用・普及に向けたハードウェアの提案
- ・教育現場へのシステムの利活用・普及に向けた、タブレット PC、VR ゴーグル等のハードウェアを選定し、提案すること。

6 システム機能要件

- (1) 信頼性要件
- ア 円滑な業務遂行のために安定したサービス機能を提供すること。
 - イ 障害等の発生を未然に防止又は速やかに発見できる機能を有すること。
 - ウ 利用者数に見合い負荷分散や障害等を考慮した冗長化対策を施すこと。データの保全については、特に考慮すること。
- (2) 可用性要件
- ア システムは、アプリケーションならびにデータベースを二重化し、安定運用できること。
 - イ データのバックアップを日々取得することができること。
 - ウ システムの故障時は、バックアップデータからデータ復旧することができること。
- (3) ユーザーインターフェース要件
- インターフェースは、高齢者や障がい者を含む誰もが利用しやすいものとなるよう、みんなの公共サイト運用ガイドライン等を参照し、jisx8341-3:2016 の適合レベル AA に準拠すること。
- アクセシビリティの評価は、総務省より配布されたアクセシビリティ評価ツール（miChecker）を用いた検証を行うこと。

7 システム品質要件

- (1) 性能要件
- 保有データ量の増加やユーザー数の追加に伴うレスポンスの低下を抑制すること。
- (2) 上位互換性要件
- OS 等、定期的にバージョンアップ等に対応すること。
- (3) セキュリティパッチ
- 搭載する OS を含む各種ソフトウェア、ミドルウェアについて、セキュリティ脆弱性に関する情報に注意し、最新のセキュリティパッチを適用するよう運用すること。
- (4) コンピュータウイルス対策
- 本業務で利用するクラウドサーバ等に対して、コンピュータウイルス等の悪意あるプログラムが侵入できないよう対策を講じること。運用時は最新のパターンファイルを適用し、定期的なスキャンと併せて確認管理を行うこと。
- (5) 作品詳細ページ内の作品画像の表示速度
- デジタルミュージアムにおける作品画像の表示にかかる時間について、例えば iPad の最新機種で、Google Chrome ブラウザの最新版を適用し、十分なネット環境（通信がボトルネックにならない状態）とした場合に、長くとも 20 秒程度で表示できるようにすること。

8 保守要件

- (1) 本業務で導入するシステムの障害に対する対応ならびにシステムを円滑に運用するためのメンテナンスを行うこと。
- (2) 連絡体制図を市に提出すること。
- (3) 保守対応時間は、土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く、平日の午前9時00分から午後5時00分までを基本とすること。ただし、緊急を要する場合の対応については、市と協議の上対応すること。
- (4) 市からの情報伝達方法は、電話及びメールとし、それらを受ける環境を整備すること。
- (5) 次年度以降の保守管理については、別途見積もりの上、市担当職員と協議すること。その際、クラウドシステム使用料、システム保守管理料（データアップロードを含む）、市担当者への指導料などの必要な経費を含めること。

9 稼働日

稼働日は、令和8年3月中旬を想定しているが、本市と受注者にて協議の上、決定する。

10 機密保持

- (1) 受注者は、本業務の実施時において知り得た情報の取扱いに十分留意し、他に漏洩等が行われないようにすること。また、本業務に直接従事する全社員と個別に守秘義務契約を締結すること。
- (2) 本業務の遂行に当たって、知り得た機器構成の内容及び本市システムの概要、データ等については、第三者に公表してはならない。機密保全、情報公開に関わるすべての事項については本市の指示に従うこと。このことは、本契約が終了した後においても同様である。

11 情報セキュリティ要件等

「佐久市情報セキュリティポリシー」に基づき、契約書別紙、「情報セキュリティ要件」を遵守の上、作業等を実施すること。また、個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報保護法及び本業務委託の契約書別紙、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

12 成果物

- (1) 納入成果物一覧及び納入期限

No.	成果物	納入期限
1	プロジェクト計画書	令和7年9月上旬
2	三次元データ化に係るハードウェア及びソフトウェア提案書	令和7年9月上旬
3	システム利活用・普及に向けたハードウェア提案書	令和7年9月上旬
4	メタデータ定義書	令和8年3月19日
5	操作マニュアル	令和8年3月19日
6	公開用画像データ等	令和8年3月19日
7	協議内容等を記録した議事録	令和8年3月19日
8	その他協議により生じた成果物	令和8年3月19日

- (2) 納入成果物の形式

プログラム（パッケージ含む）及びデータを除き、次のとおりとすること。

ア 電子ファイル（Microsoft Office ドキュメント形式及びPDF ファイル）を保存したHDD等で納品すること。

イ 使用言語は日本語で記述し、英文等を引用する場合は、日本語訳を併記すること。

ウ 容易に加除できる仕組みとし、変更履歴を付けて変更管理が行えるようにすること。

(3) 納入場所

長野県佐久市中込 3056 番地 佐久市役所南棟 社会教育部文化振興課
なお、詳細については、別途本市担当職員の指示に従うこと。

1 3 作業場所

主な作業場所は、佐久市役所（関係機関を含む。）及び受注者事業所とする。

1 4 特記事項

本仕様書に記載のない事項については、本市と受注者で別途協議するものとする。

1 5 連絡先（担当部署）

〒385-8501

佐久市中込3056番地

佐久市教育委員会 社会教育部 文化振興課 担当：春原、中村

TEL：0267-62-5535

FAX：0267-64-6132

メールアドレス：bunkasinko@city.saku.nagano.jp